

- 令和4年度の医学部地域枠の設定については、厚生労働省の通知により「令和元年及び令和2年度に認可を受けた各大学から、認可を受けた臨時的な定員数を上限として、再度の増員申請を認める。」と示されたところ。
- また、厚生労働省所管の検討会「医療従事者の需給に関する検討会 医師需給分科会」における議論を踏まえ、令和3年4月に「地域枠等」の定義が示されたことから、令和4年度の医学部地域枠（臨時定員）の具体的な内容について地域医療対策協議会で協議の上、定める必要がある。

	厚生労働省が定義する「地域枠」	令和4年度山形大学医学部医学科「地域枠」(案)
対象	地元出身者（一定期間当該都道府県に住所を有した者）もしくは全国より選抜する。	山形県内の高等学校を令和2年4月以降に卒業した者又は令和4年3月卒業見込みの者。
選抜方法	別枠方式	別枠方式
同意取得方法	志願時に、都道府県と本人と保護者もしくは法定代理人が従事要件・離脱要件に書面同意している。	志願時及び入学手続き時に山形大学長及び山形県知事に対して山形県医師修学資金制度及び同キャリア形成プログラムに従う旨の「誓約書」を保証人（保護者）連名で提出する。
奨学金貸与	問わない。	「山形県医師修学資金貸与制度」の貸与を必須とする。
設定する上で地域医療対策協議会において協議する事項 ※1	地域枠の設定数	8
	従事要件・キャリア形成プログラムの内容 ①卒直後より当該都道府県内で9年間以上従事する。※2,3 ②将来のキャリアアップに関する意識の向上に資する都道府県のキャリア形成プログラムに参加すること。	「山形県医師修学資金貸与制度」及び「同キャリア形成プログラム」の規定による。
	奨学金の額	年額200万円
	離脱要件	退学、死亡等をのぞき、原則、地域医療対策協議会の協議事項とする。※4

※1 厚生労働省が示す「設定する上で協議する事項」については、上記の他「地域定着策」「都道府県から大学への経済的支援」が掲げられており、これらについては、県の予算編成にも関わる事項であることから、後日、別途協議するものとする。

※2 従事要件の9年間のうち、医師の確保を特に図るべき区域等の医療機関における就業期間を4年間程度とし、当該医師のキャリアアップに配慮すること。

※3 医師の確保を特に図るべき区域とは、都道府県が医療計画に定めた医師少数区域及び医師少数スポットを指すものである。

※4 令和3年度の地域枠入試選抜により入学した修学生の離脱要件についても、本取扱いを準用する。

想定事案(修学中) <sup>※1</sup>	条例	返還義務 <sup>※2</sup>	地对協での協議の有無
退学(転学を含む)	第5条(1)イ (貸付打ち切り要件)	あり	なし(報告のみ) →消滅(離脱可)
学業不振 (退学(転学)が伴うもの)	第5条(1)ロ (貸付打ち切り要件)	あり	なし(報告のみ) →消滅(離脱可)
修学中の心身の故障(回復の見込みなく退学(転学)を伴うもの)	第5条(1)ハ (貸付打ち切り要件)	あり	なし(報告のみ) →消滅(離脱可)
修学生による修学資金の辞退(退学(転学)が前提)	第5条(2) (貸付打ち切り要件)	あり	なし(報告のみ) →消滅(離脱可)
修学中の死亡	第5条(3) (貸付打ち切り要件)	あり	なし(報告のみ) →消滅(離脱可)

※1 修学生における在学中の修学資金の貸与は必須事項であり、貸付打ち切りの要件に該当した場合は、退学(転学)することが前提。

※2 知事が、修学資金の貸与を受けた者が死亡、心身の故障その他やむを得ない事由により当該修学資金を返還することができないと認めるときは、返還の免除等が可能。

想定事案(修学修了後)	条例	返還義務 <sup>※2</sup>	地对協での協議の有無
大学卒業2年以内に国家試験合格に至らなかった	第6条(2) (返還要件)	あり	あり →原則離脱不可。個別判断。
目的達成の見込みなし			
(結婚による県外転出)	第6条(3) (返還要件)	あり	あり →他県の状況も踏まえ個別判断。
(家族の介護)	第6条(3) (返還要件)	あり	あり →個別判断。
(死亡)	第6条(3) (返還要件)	あり	なし(報告のみ) →消滅(離脱可)
(心身の故障(回復の見込みなし))	第6条(3) (返還要件)	あり	なし(報告のみ) →消滅(離脱可)